

# 群馬大学医学部附属病院脳死判定委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 19. 3. 20 平成 19. 3. 20

平成 22. 4. 1 平成 27. 4. 1

平成 30. 4. 1

## (設 置)

第 1 条 群馬大学医学倫理委員会規程第 8 条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院脳死判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目 的)

第 2 条 委員会は、本院において臓器移植に係る脳死の判定（以下「脳死判定」という。）を適正に行うことを目的とする。

## (審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 脳死判定に関すること。
- (2) 脳死判定医の指名に関すること。
- (3) その他脳死判定に関する重要事項

## (組 織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 精神科神経科から推薦された教員 若干人
- (2) 麻酔科蘇生科から推薦された教員 若干人
- (3) 脳神経外科から推薦された教員 若干人
- (4) 脳神経内科から推薦された教員 若干人
- (5) 集中治療部から推薦された教員 若干人
- (6) 救命・総合医療センターから推薦された教員 若干人
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

## (任 期)

第 5 条 前条の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委 員 長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を、医学倫理委員会に報告するものとする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、脳死判定に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。